

令和6(2024)年度 とちぎ材の家づくり支援事業【県外版】 ～県外住宅向け木材利用ポイント事業～

栃木県外でも

栃木県外で新築住宅を
検討されている方へ！



「とちぎ材」で家を建てると、
10万円相当の**栃木県産品**がもらえます！



木を現しにした温もりが感じられる家

とちぎのいいものがたくさん届くまる♪



【お問合せ先】

栃木県環境森林部 林業木材産業課 木材産業担当

☎028-623-3277 ✉mokuzai@pref.tochigi.lg.jp



手続きや要件等は、裏面をご御覧ください▶▶▶

申請手続きの流れ

1 住宅建築

- [建築前](1) 建築主は、建築前に住宅の建築部材にとちぎ材の利用を提案
(2) 工務店等事業者は、県にポイント事業を申請
(3) 県は、申請のあった工務店等事業者を決定

建築



- [建築後](4) 工務店等事業者は、県に必要書類を添えて施工完了を報告
(5) 県は、施工完了を確認後、工務店等事業者に確認通知を送付
(6) 工務店等事業者は、建築主にポイント交換申込書を送付

※要件は下の「対象住宅」参照

2 栃木県産品等の申し込み(建築主)

お肉や果物、伝統工芸品など栃木の魅力が詰まった『栃木県産品カタログ』から『10万円相当の商品』を選んで、「ポイント交換申込書」を工務店等事業者に提出

あとは待つだけ！



県産品カタログ例

3 栃木県産品等の申し込み(事業者)

工務店等事業者は、建築主から提出された「ポイント交換申請書」を商品交換事業者(県委託業者)に申し込み

4 栃木県産品等の発送

商品交換事業者(県委託業者)から、ご自宅に商品を発送



【対象住宅】

- (1) とちぎ材を「10m³以上」使用して、栃木県外に建築される木造住宅
- (2) 令和6(2024)年4月1日以降に着手し、令和7(2025)年1月31日までに木工事を完了できるもの

※とちぎ材とは・・・

栃木県内の森林から産出(生育)した素材丸太を原料とした建築材料
ただし、生産加工は栃木県内外を問いません。

構造材・内装材・下地材など

